

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 3 0 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 3 1 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成 1 2 年鈴鹿市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後					
別表第 5 （第 2 条関係）					
建築基準法（昭和25年法律第201号）関係					
手数料を徴収する 事務		手数料の名称	手数料の金額		
			区分		金額
略					
58	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） <u>第137条の12第11項</u> の規定に基づく用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料		1 件につき	27, 000円

59	建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料		1 件につき	27,000円
略					
備考					
略					

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

改 正 前

別表第 5（第 2 条関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

手数料を徴収する 事務		手数料の名称	手数料の金額		
			区分		金額
略					
58	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） <u>第137条の12第6項</u> の規定に基づく用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料		1 件につき	27, 000円

59	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	1 件につき	27,000円
略				
備考				
略				